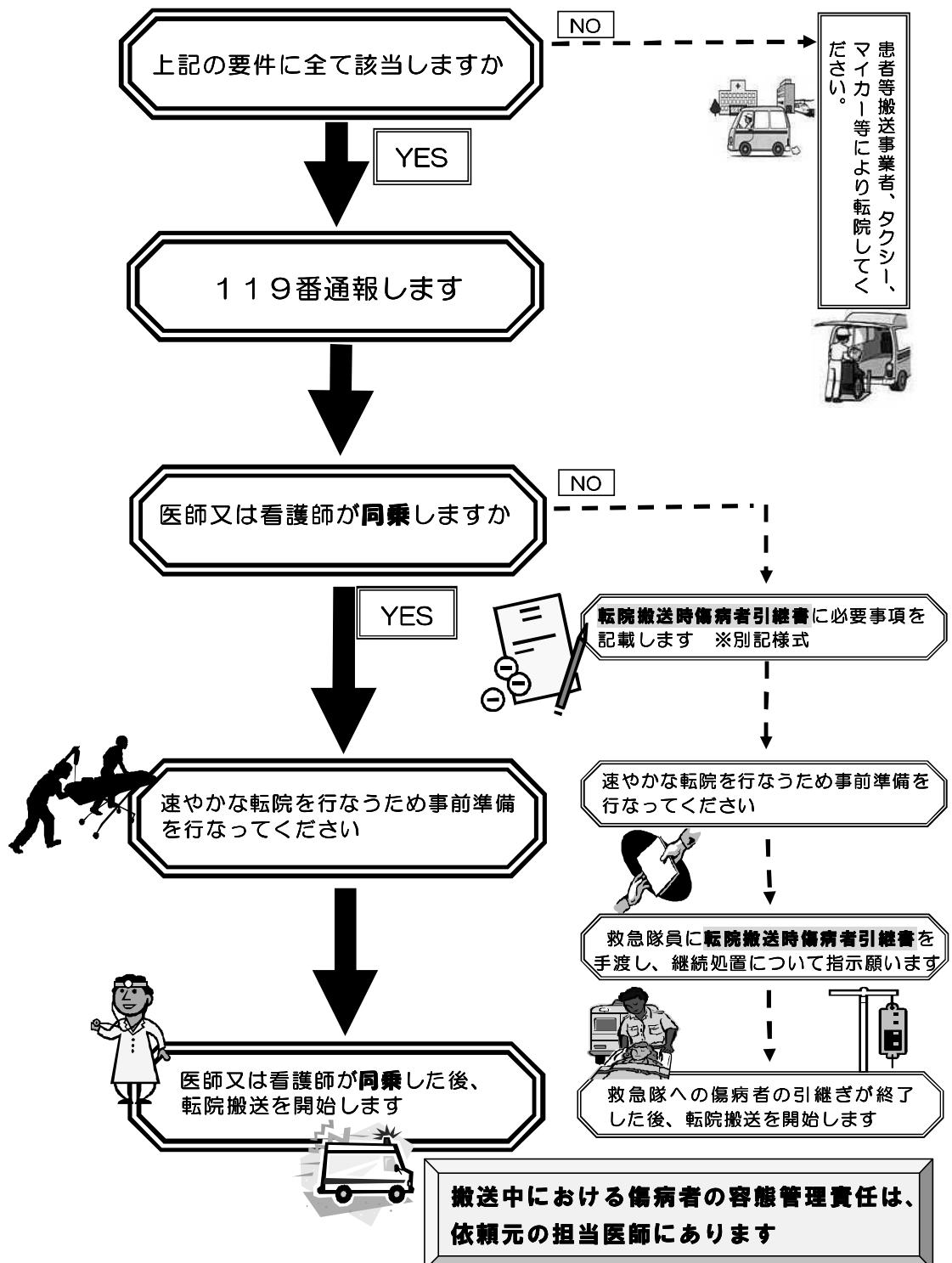


転院搬送要請マニュアル

転院搬送の要件

- ①転院搬送依頼元医療機関の**医師の判断**により、
- ②当該医療機関において**治療が困難**であり、
- ③**緊急**に他の専門病院等に搬送する必要があり、
- ④他に**適当な搬送手段がない**場合。



消防機関の救急車を利用した転院搬送時の注意事項

| | |
|---------------------------------|---|
| 1 搬送先医療機関の確保 | <ul style="list-style-type: none">● 搬送先医療機関の確保については、原則として転院搬送依頼元医療機関で調整し確保してください。 |
| 2 医師等の同乗 | <ul style="list-style-type: none">● 救急隊は限られた救急処置しかできないため、傷病者の容態急変に対応するためには、医師又は看護師の同乗が必要です。 なお、転院搬送時に救急車に同乗することにより休診になる等、医療機関の規模、診療体制等により、同乗が困難な場合は、考慮します。 |
| 3 患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等の利用 | <ul style="list-style-type: none">● 医師又は看護師が救急車に同乗できない場合は、医師は、救急隊に対して傷病者の継続医療処置の内容について直接伝えるとともに「転院搬送時傷病者引継書」に必要事項を記入し、直接救急隊へ渡してください。 |
| 3 患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等の利用 | <ul style="list-style-type: none">● 患者等搬送事業者、タクシー、マイカー等の利用をお願いする場合<ul style="list-style-type: none">①ベッド満床、医師不在等の医療機関側の都合によるもの②かかりつけ医師、近隣の医療機関である等、家族や本人の希望によるもの③末期治療によるもの④手術後などの回復治療・静養のための搬送⑤明らかな結核患者(保健所対応のため) |
| 4 その他 | <ul style="list-style-type: none">● 市外への転院搬送は原則行いません。● 傷病者の急変時は指定された搬送先医療機関以外の医療機関へ搬送する場合があります。 |